

見沼農業活性化対策事業費補助金交付要綱

(平成12年4月 3日決裁)

(平成13年5月18日改正)

(平成15年4月 1日改正)

(平成21年4月 1日改正)

(趣 旨)

第1 県は、都市と調和した特色ある見沼農業の実現を図り、見沼田圃の保全・活用・創造に資するため、見沼農業活性化対策事業実施要領（平成12年4月3日決裁。以下「要領」という。）に基づく事業を、社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）が実施する場合における当該実施に要する経費につき、農林公社に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

3 農林公社理事長は、第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。

(申請書の添付書類)

第4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項にかかる書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、別表第2のとおりとする。

(軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の知事の承認を要する重要変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続き)

第7 農林公社理事長は、知事の付した条件により知事の承認を受けようとするときは、様式第3号による変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 農林公社理事長は、知事の要求があった時は、補助事業の遂行の状況について、当該要求にかかわる事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は事業年度完了の場合を含む。）後30日以内とする。

3 第3の3のただし書に該当した場合、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(報告書の添付書類)

第10 規則第13条の報告書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11 規則第14条の規定による補助金交付額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(返 還)

第12 農林公社理事長は、第9に定める報告を提出した後において、消費税の申告により、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額（実績報告において第9の3により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第13 農林公社理事長は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があり、補助対象事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

(書類の整備等)

第14 農林公社理事長は、補助事業にかかる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出等)

第15 規則に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とする。

付 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則（平成13年5月18日 一部改正決裁）

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2、第5関係）

事業の種類	経費	補助率	知事の承認を要する重要変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
見沼農業センター運営事業	見沼農業センターが行う業務にかかる経費で、次に掲げるものをもって構成する。 1 運営費 (1) 人件費 (2) 事務費 (旅費、印刷製本費、消耗品費等の事務経費) 2 農業振興対策費 (1) 見沼農地保有合理化促進費 (利子助成費、保有農地維持管理等経費) (2) 未利用農地対策費 (遊休農地の復元に必要な伐根整地等の経費への1/2助成費) 3 都市住民連携対策費 (1) 見沼緑陰大学の開催に係る経費 (2) 栽培見本園設置に係る経費	10/10 以内	1 人件費の増減 2 経費の欄に掲げる項目（1～3）ごとの補助事業費の30%を超える増減	
都市住民交流拠点整備事業	都市住民との連携による見沼農業の振興を図るため、市民農園等利用者からの相談業務、農業機械の貸し出し業務等の県民サービスのための体制を整備する。	定額		

別表第2（第4関係）

申請書の添付書類

事業の種類	知事が定める事項
見沼農業センター運営事業	1 年間活動計画 2 機械、施設、備品の導入に関しては、見積り 諸元表 及び管理運営等についての規定

別表第3（第10関係）

実績報告書の添付書類

事業の種類	知事が定める事項
見沼農業センター運営事業	1 年間活動実績 2 機械、施設、備品の導入に関しては、見積り 諸元表及び管理運営等について定めた規定 （2については、申請書に添付したものに変更 があった場合のみとする。）

様式第1号（第3関係）

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター
運営事業、都市住民交流拠点整備事業）費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県林公社理事長 印

下記により、平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市
住民交流拠点整備事業）費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する
規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
（又は補助金交付決定額）
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業完了予定（又は完了）年月日
平成 年 月 日

以下、見沼農業センター運営事業の場合、別紙様式Aとし、都市住民交流拠点整備事業
の場合、別紙様式Bとする。

別紙様式A

5 経費の配分

区 分	補助事業に必要な 経 費	負担区分		備 考
		県	その他	
1 センター運営費	円	円	円	
人 件 費				
事 務 費				
2 農業振興対策費				
活動促進費				
見沼農地保有合理化促進費				
未利用農地対策費				
3 都市住民連携対策費				
計				

6 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 センター運営費	円	円	円	円	
人 件 費					
事 務 費					
2 農業振興対策費					
活動促進費					
見沼農地保有 合理化促進費					
未利用農地対 策費					
3 都市住民連携 対策費					
計					

別紙様式B

5 経費の配分

区 分	補助事業に必要な 経 費	負担区分		備 考
		県	その他	
1 借上費	円	円	円	
2 事務費				
3 光熱費				
4 その他				
計				

※ その他の場合は内容を備考欄に記入すること。

6 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 借上費	円	円	円	円	
2 事務費					
3 光熱費					
4 その他					
計					

様式第2号（第6関係）

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民
交流拠点整備事業）費補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

社団法人埼玉県農林公社理事長 様

埼玉県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請の平成 年度見沼農業活性化対策事
業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）費補助金については、下記
のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
2 交付条件

- （1）社団法人埼玉県農林公社理事長（以下「理事長」という。）は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、見沼農業活性化対策事業実施要領（平成12年4月3日決裁）、見沼農業活性化対策事業費補助金交付要綱（平成12年4月3日決裁。以下「交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- （2）交付要綱第5に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）理事長は、当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示に従わなければならない。
- （4）理事長は、当該補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （5）理事長は、当該補助事業によって取得又は増加した財産について、適正に管理運営しなければならない。
- （6）前号の財産（一件当たり50万円未満の機械及び器具を除く。）について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた財産については、大蔵省令で定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。）内に知事の承認を受けないで、当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- （7）前号の承認を得て処分したことにより収入があった時は、当該収入の全部又は一部

を県に納付させることがある。

- (8) 理事長は、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、実績報告に際し、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (9) 理事長は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

様式第3号（第7関係）

平成 年 度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）変更（中止、廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県農林公社理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容

（以下、様式第1号の記に準じて記載し、変更部分は2段書きとし、変更前 を上段に括弧書きする。）

様式第4号（第9関係）

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、
都市住民交流拠点整備事業）費補助金実績報告書

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県農林公社理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成
年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）
が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添
えて下記のとおり報告します。

記

（注）様式第1号の記に準じて記入する。

様式第5号（第11関係）

平成 年 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市
住民交流拠点整備事業）費補助金交付額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

社団法人埼玉県農林公社理事長 様

埼玉県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした平成 年度
見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）費補
助金については、平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等
に基づき金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定
により、通知します。

様式第6号（第12関係）

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日
第 号

（あて先）

埼玉県知事

社団法人埼玉県農林公社理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった平成 年度見
沼農業活性化対策事業費補助金について、見沼農業活性化対策事業費補助金交付要綱第
12の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 見沼農業活性化対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づく確定額
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）費補助金概算払請求書

平成 年 月 日
第 号

（あて先）

埼玉県知事

社団法人農林公社理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度見沼農業活性化対策事業（見沼農業センター運営事業、都市住民交流拠点整備事業）について、下記のとおり補助金の概算払を受けたいので、見沼農業活性化対策事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	総事業費	補助金額 A	既受領額		今回請求額		残額 A-(B+C)	事業完了予定年月日	備考
			金額 B	出来高	金額 C	出来高			
	円	円	円	%	円	%	円		
計									

2 振込先

債権者コード	
口座名義人(フリガナ)	
金融機関名	
預金の種類	当座 ・ 普通
口座番号	

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録していない場合は振込先口座を記載すること。